

平成 28 年 7 月 13 日

原発メーカー訴訟判決要旨

1. 原賠法の責任集中制度の違憲性について

(1) ノーニューカス権

- ・原告らの主張するノーニューカス権とは、要するに人格権および環境権として憲法上保障されている人権を、原発事故の場合にあてはめた際にどのような具体的な権利を有していることになるか、という点についての理解を述べたもの。
- ・確かに具体的な危険がある場合に差し止めを認めることができるが、それ以上に、原発事故が発生した場合に、人格権および環境権として、直ちに原告らが主張するような、原発メーカーに対して直接完全な損害賠償請求する権利が発生するものと解することはできない。
- ・モラルハザードの主張については、原賠法の当否についての政策論を述べるものにすぎない。
- ・責任集中制度がノーニューカス権を侵害して違憲であるとは認められない。

(2) 財産権

- ・損害を被った者が、損害賠償を受けるために誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、被害回復のために合理的なものといえないような特段の事情がない限り、原則として、立法裁量の範囲。
- ・原賠法によれば、損害の賠償を全うされるように規定が整備されている。
- ・現に損害の賠償はなされており、支援機構の援助も継続する見込み。
→よって、原賠法の責任集中制度は、被害回復のために合理的でないとはいえない、立法の裁量の範囲内。財産権を侵害するものではない。

(3) 平等権

- ・責任集中制度が合理的でないと判断できることは、前記のとおりであるから、合理的理由のない差別ではない。

(4) 裁判を受ける権利

- ・法律を適用した結果、裁判を受ける権利を有していないとされた者の請求が認められないとしても、その法律が違憲無効でない限り、それ自体が、裁判を受ける権利を侵害するものとはいえない。

2. 被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することの権利濫用該当性について

原賠法により、被告らがその責任を負うことはなく、原告らの被告らに対する損害賠償請求権が行使できないことに帰着するため、被告らは何らかの権利を行使しているわけではないから、主張自体失当である。

3. 「原子力損害」該当性→省略

4. 以上により原告の請求は棄却する。

5. 債権者代位権の行使

東電に対して支援機構が資金交付を継続。

貸借対照表でも一貫して資産超過。

損益計算書でも利益あり。

→よって、東電は債務超過に陥る兆候なし→東電は無資力の状態はない。

したがって、原告適格（債権保全の必要性）が認められず、却下。